

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イを次のように改める。

イ 県政運営の基本的事項に關すること。

第一条第二号イ中「総務局財務部」を「総務局（総務管理部を除く。）」に改め、同条第三号イ中「及び秘書広報部」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。